

## 規制に係る事前評価書

|                          |  |                                      |
|--------------------------|--|--------------------------------------|
| 法令の名称                    | 大気汚染防止法の一部を改正する法律案   |                                      |
| 政策の名称                    | 水銀排出施設に係る測定・記録・保存義務の創設   |                                      |
| 担当部局・評価者                 | 環境省水・大気環境局大気環境課長 是澤裕二<br>電話番号: 03-5521-8292 E-mail: kanri-kankyo@env.go.jp                               |                                      |
| 評価実施時期                   | 平成27年2月18日   |                                      |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 |  |                                      |
| 目的                       | 水銀に関する水俣条約(仮称)(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀の排出状況を測定等する。   |                                      |
| 内容                       | 水銀排出者は、当該排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならないこととする。   |                                      |
|                          | 関連条項   | 第18条の23、第18条の28及び第18条の30             |
| 必要性                      | 条約の的確かつ円滑な実施を確保するために水銀排出者に対し水銀排出施設に排出基準を義務付けることとしており、その担保のため、水銀濃度の測定、記録及び保存を義務付けて当該排出基準の遵守状況を確認させることが必要。 |                                      |
| 費用                       |  |                                      |
|                          | 遵守費用   | 水銀濃度の測定費用及び記録の保存費用が発生する。             |
|                          | 行政費用   | 新たな費用は発生しない。                         |
|                          | その他の費用   | 新たな費用は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。 |
| 便益                       | 水銀排出施設に排出基準を遵守させ、その排出状況を測定させることにより、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。  |                                      |

|          |  |                                      |
|----------|--|--------------------------------------|
| 想定される代替案 |  |                                      |
| 代替案①     | 水銀に係る抑制基準を設け、行政指導によりその遵守を図る。                 |                                      |
|          | 費用   |                                      |
|          | 遵守費用   | 抑制基準を遵守する場合、施設の構造等を変更するための費用が発生する。   |
|          | 行政費用   | 行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。               |
|          | その他の費用                                       | 新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。 |
| 便益       | 代替案のみでは、抑制基準の遵守が任意であることから、確実な遵守を担保することができない。 |                                      |
| 代替案②     |  |                                      |
|          | 費用   |                                      |
|          | 遵守費用   |                                      |
|          | 行政費用   |                                      |
|          | その他の費用                                       |                                      |

|  |     |  |
|--|-----|--|
|  | 便 益 |  |
|--|-----|--|

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現状と比べ改正案、代替案とも測定費用が発生する。  
便益:現状又は代替案に比べ、測定を義務付けることにより、排出基準遵守の履行が担保され、また、問題点の早期発見にも資するため、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができるようになる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施を確保が図られ、また水銀による大気汚染が原因となる経済的損失が回避されることが考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について(答申)(平成27年1月中央環境審議会答申)(抄)<測定>  
排出基準による排出規制を設ける場合、排出規制の履行の確保を図るため、排出規制の対象となった事業者に対し、排出濃度を測定し、その結果を記録することを義務付けるのが適当である。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考